

わがまちつながり構築事業 第9回ホタル祭りのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で2年間中止していましたが、今年度は実施いたします。

ホタルの飛翔が見られるのは20時頃からです。ホタル育成基金にご協力をお願いします。

⑥ 6月11日(土)、12日(日) ⑦ のぎ水辺の楽校(清水谷) ※駐車場は案内看板に従ってください。

※案内チラシができましたら町ホームページに掲載します。

※新型コロナウイルス感染症の状況によって、実施内容が変わることがあります。

問のぎ水辺の楽校応援倶楽部 ☎松平 090(6152)4598

5月は消費者月間です

考えよう!大人になるとできること、気を付けること~18歳から大人に~

2022年4月1日から成年年齢が18歳になり、「18歳から大人」になりました。

大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることになります。

消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

【サイドビジネス商法】と呼ばれる、怪しい副業やアルバイトのトラブルが10代、20代の若者に増えています

「簡単に副収入が得られる」といったうたい文句で誘い、「仕事を始めるため」「仕事を増やすため」などさまざまな口実でお金をだまし取ります。一度結んだ契約は勝手にやめることはできません。契約前に儲け話のしくみや事業者の所在地・連絡先・解約方法等をよく確認しましょう!

●「楽しんで稼げる」「今だけ特別〇〇円!」という言葉に注意しましょう。

●ネットの情報が信頼できる情報か、よく見極めましょう。

●先にお金が必要と言われたら、詐欺などの危険があるので警戒しましょう。

●個人情報や自分の写真など身元がわかる情報は絶対に送らないようにしましょう。

TwitterやYoutube、InstagramなどのSNSは便利なコミュニケーションツールですが、思いがけず消費者トラブルに巻き込まれることがあります。

SNSを安全に利用するためにリスクも認識しましょう。

【野木町消費生活センター相談実績(令和3年度)】

相談件数178件(うち、苦情165件、問合せ13件)

内容(上位6項目)	
商品一般	18件
他の役務	18件
金融・保険サービス	17件
教養・娯楽サービス	14件
食料品	13件
運輸・通信サービス	13件

【野木町消費生活センターの案内】

相談専用電話(☎0280(23)1333)または直接窓口へ

⑧野木町役場 新館1階 産業振興課内

〈受付時間〉月曜日~金曜日(祝日を除く) 9時~12時、13時~16時

※相談は原則町内在住の方に限ります。

問野木町消費生活センター ☎0280(23)1333